

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和5年度第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（総合公園）
日時	令和5年10月11日（水） 午後3時 ～ 午後3時40分
場所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	委員長 富田 智和 副委員長 赤澤 宏樹 委員 藤川 千代、和田 聡子(オンライン参加)、上田 萌子 市出席者 企画部 部長 上田 剛 企画部市長公室主幹（行革担当課長） 三柴 哲也 企画部市長公室 DX行革推進課員 山下 智大 事務局 都市政策部 参事（都市基盤担当部長） 足立 寛 都市政策部都市基盤室 道路・公園課長 石濱 晃生 都市政策部都市基盤室 道路・公園課主査 南 善樹 都市政策部都市基盤室 道路・公園課員 橋本 直哉
事務局	都市政策部都市基盤室 道路・公園課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 <非公開・一部公開とした場合の理由> 公開することで、審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項
 - ア 応募状況
 - イ 質問及びその回答
- (4) 協議事項
 - ア 第一次選考（書類審査）について（欠格事項・予定価格を超える法人の確認）
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- 資料 1 開催案内
- 資料 2 会議次第
- 資料 3 委員名簿
- 資料 4 面接審査の実施方法について(案)

- 資 料 5 応募法人一覧について
- 資 料 6 質問及び回答一覧
- 資 料 7 募集要項
- 資 料 8 業務仕様書
- 資 料 9 審査要領
- 資 料 10 選定基準
- 資 料 11 応募書類一式

3 審議内容

<事務局：橋本>

ただいまより第2回芦屋市総合公園指定管理者選定・評価委員会を開催いたします。本日は、お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行は、富田委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

<富田委員長>

皆さん、こんにちは。

早速ですが、お手元の次第に沿って、会議を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

【資料確認】

<富田委員長>

では、はじめに、本日、和田委員が、Web会議システムを利用した会議の出席をされております。芦屋市指定管理者選定評価委員会規則第4条の規定により、出席として取り扱うものとされています。Web会議システムの運用方法について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：橋本>

「Web会議システムの運用方法」は、次のとおりと考えております。

1、Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる時も「出席」とみなす。なお、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

2、Web会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

以上です。

<富田委員長>

事務局から説明がありましたが、Web会議システムの運用方法について、ご異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

<富田委員長>

では、事務局案に沿って、本委員会を運営することとします。

次に、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告お願いいたします。

<事務局：橋本>

本日は委員定数5名中、5名のご出席をいただいております、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

<富田委員長>

では、会議の公開、非公開について、お諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

<事務局：橋本>

芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、同条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査があり、公開することで審議の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、非公開とすべきと考えております。

<富田委員長>

事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

<富田委員長>

では、会議を非公開に決定します。次に、議事録の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

<事務局：橋本>

議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

<富田委員長>

ただいま事務局から説明ありましたが、質問、意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員との利害関係について事務局から報告をお願いします。

<事務局：橋本>

各委員に対して応募法人との利害関係の有無についてメールで確認を行いました。どなたも利害関係は無いとのご回答をいただいておりますので、委員の交代はございません。

<富田委員長>

応募法人との利害関係はないという報告ですが、委員の皆様、その後、応募法人からの接触はございませんか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

特にないということを確認いたしました。

それでは、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：橋本>

まず、応募状況について報告します。資料の「応募法人一覧について」をご覧ください。

8月1日から9月25日の期間、募集を行いました。現指定管理者の「ミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体」の1社からの応募がありました。

次に、質問及びその回答については、資料の「質問及び回答一覧」をご覧ください。内容としては、資料記載のとおりです。現地説明会を実施した8月21日から8月25日まで質問を受付、9月1日にホームページにて回答しております。

<富田委員長>

ご質問あれば、お願いいたします。

この質問は、現地説明会で出た質問ですか。

<事務局：橋本>

メールで受け付けたものです。

<富田委員長>

応募法人以外からの質問もありますか。

<事務局：橋本>

応募法人の構成員の1社だけの質問です。

<富田委員長>

ほかに質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

次に協議事項に移ります。まず、第一次選考について事務局から説明をお願いします。

<事務局：橋本>

「芦屋市総合公園指定管理者申請書」と書かれたファイルを事前にお送りしました。そちらが応募書類となっております。

まずは、欠格事項についてご説明します。資料の「募集要項」の5ページ(4)に記載のとおり、ア～キまでの項目が欠格事項とされています。こちらについては、応募書類中の様式3「指定管理者の申請に係る誓約書」の提出がございましたので、欠格事項に該当しません。

【説明】

説明は以上でございます。

<富田委員長>

ただいまのご説明に対して、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

経営状態及び管理運営についての懸念について、ご意見をいただきたいと思います。

【協議】

<富田委員長>

ほかの委員の方々、ご意見はどうでしょうか。

なければ、第1次選考の結果としては、除外される法人はないといたしますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

<富田委員長>

では、そのように決定します。

次に、面接審査の実施方法について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：橋本>

資料の「面接審査の実施方法について」をご覧ください。10月23日（月）13時から委員会の開催を予定し、面接審査の内容を確認後、13時15分ころから面接審査の開始を予定しております。審査会場への入室は1応募者6人まで。内訳としては、共同体の4団体各1名+2名で計6名までです。審査時間は1応募者あたり45分。15分の説明、30分の質疑応答の計45分です。プレゼン用としてパワポの使用は可とします。

また、面接審査当日にプレゼンを聞きながら、書類の内容も含めて点数をつけることは難しいため、面接審査までに「応募書類」に目を通していただき、プレゼンの際に、効率的に評価点を付けていただきたいと考えております。当日は提案内容（応募書類等）に疑義がある点等をご説明していただき、疑義を解消するような視点でご質問していただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

<富田委員長>

10月23日午後1時からで、1社だけですので、午後2時頃にプレゼンが終わり、そこから採点、午後3時頃に終了という流れですかね。

<事務局：橋本>

はい。

<富田委員長>

ただいまのご説明に対し、ご質問等がありますか。

<赤澤副委員長>

この資料の中で、面接審査には、現場責任者となる予定の方が必ず出席することとなっておりますが、プレゼンテーションは、誰でもいいのですか。ほかの指定管理の面接のときには、所長予定者がプレゼンすることで遂行能力があるかを見るということがあります。今回は、出席して、受け答えの中で適切に役割分担して答えればよいということでしょうか。

<事務局：南>

特に、プレゼンの説明者について、指定はしておりません。

<富田委員長>

従業員でないといけないという縛りはありますね。プレゼンの業者を連れてくることはできない。

<事務局：南>

はい。社員証を入口で確認します。現場責任者も入ってもらうことで、プレゼンとは別で、質疑応答の部分での的確性が確保できると考えています。

<赤澤副委員長>

質問の内容というか、範疇は、あくまでも募集要項で書かれたことだけですか。

募集要項で、総合公園が広域防災拠点になっていて、災害時など非常時の体制などについては、今後、協定を結び、協議をするかもしれないと書いています。つまり、今回の応募に対しては、そういった提案もあるという認識でよろしいですか。

<事務局：石濱>

審査項目として、応募者からの提案の中には、そういった内容もあります。

実際、総合公園自体が、大きい災害があったときの広域の防災拠点になっていて、ヘリコプターが着陸する場所や防災倉庫がある場所として既に指定されている状態ですので、そのときにできる限り協力をしてくださいというところです。

例えば、災害時の共同体のスタッフの体制も、応募書類の中では触れられております。その項目で、提案書に書いている内容を評価していただきます。

<赤澤副委員長>

そうですね。ここが足りないとか、そういうことではないということですね。

<事務局：石濱>

はい。

<事務局：南>

選定基準のところだと、2の(2)「緊急時の対応について」にて、10点の配点をしております。そこで評価していただく形になるかと思えます。

<赤澤副委員長>

実際の確定は、協議の余地があるとしてということですね。分かりました。

<富田委員長>

緊急時の対応で、緊急時とは、災害が起きたときも含んでということですね。個別的な事項だけではなくて、大規模災害等も含むということですね。

<事務局：石濱>

そうです。2種類あります。施設としての緊急のものと自然災害とがあります。

応募書類でいいますと、事業計画書の28ページから数ページにわたって、それぞれ公園独自の緊急であったり、自然災害的なものであったりということが記載されております。

<富田委員長>

その他ご意見やご質問はございませんか。

【協議・説明】

<富田委員長>

その他ご質問等がなければ、協議事項は終了といたします。

次回の委員会日程について、事務局から説明をお願いします。

<事務局・橋本>

第3回目は、10月23日（月）13時から、本日と同じ会議室にて開催します。本日の資料をお持ちくださいますようお願いいたします。

<富田委員長>

それでは、本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。